○環境省告示第七十六号

温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二十九条の規定に基づき、昭和五十三年三月環境庁告示第二十四号により公示した「国民保養温泉地　長湯温泉」の地域及び名称を変更したので、温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号）第二十条の規定により、変更後の当該地域及び名称を次のとおり公示する。

変更後の地域を表示した図面は、環境省、大分県庁及び竹田市役所に備え付けて供覧する。

平成二十七年五月一日

環境大臣　望月　義夫

地域の名称　大分県竹田市の一部（国民保養温泉地　竹田温泉群（長湯温泉、久住高原温泉郷、竹田・萩温泉））

○防衛省告示第八十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年五月一日

防衛大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

日時　平成二十七年五月十日（予備、同月十一日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦等　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年五月一日

防衛大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

日時　平成二十七年五月十日（予備、同月十一日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦等　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年五月一日

防衛大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

日時　平成二十七年五月十二日（予備、同月十三日及び十四日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年五月一日

防衛大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

日時　平成二十七年五月十二日（予備、同月十三日）の一〇〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年五月一日

防衛大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

日時　平成二十七年五月十四日（予備、同月十五日）の〇七〇〇から一九〇〇まで

区域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年五月一日

防衛大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

日時　平成二十七年五月十四日（予備、同月十五日）の〇七〇〇から一九〇〇まで

区域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○九州地方整備局告示第八十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月一日

九州地方整備局長　金尾　健司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十五号

(三)　道路の区域

区間　変更前　後別　敷地の幅員　延長

枕崎市桜山東町九九四番一から同市桜山東町一〇〇七番一まで　前　二二・四五～五六・六六メートル　〇・二九九キロメートル

後　一〇・四〇～三八・三八メートル　〇・二九九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第八十七号

筑後川水系に係る指定区間外の一級河川筑後川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第三項の規定により、樹林帯区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、国土交通省九州地方整備局及び同局筑後川ダム統合管理事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年五月一日

九州地方整備局長　金尾　健司

（図面省略）